

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業活動を展開するにあたっては、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しております。経営の透明性と公正性を確保し、的確な意思決定と迅速な業務推進により企業価値を高めるとともに、企業倫理とコンプライアンスの確立した企業経営を進めてまいります。そして、株主様をはじめ様々なステークホルダーとの和を相互に調和させ、将来に亘って継続的に発展してまいりたいと考えています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
酒井 正吾	692,300	8.87
福村 善光	458,600	5.87
株式会社十六銀行	385,000	4.93
岐阜信用金庫	376,000	4.81
福村 大介	374,800	4.80
丸紅株式会社	340,000	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	315,000	4.03
株式会社大垣共立銀行	300,000	3.84
ノムラピーピーノミニーズ ティーケーワンリミテッド	237,000	3.03
十六リース株式会社	202,000	2.58

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

#### 補足説明 更新

- 上記「大株主の状況」は、平成30年9月30日現在の状況を記載しております。
- 平成30年1月16日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和住銀投信投資顧問株式会社が平成30年1月15日現在で422,900株(保有割合5.17%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
- 平成30年12月3日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、タワー投資顧問株式会社が平成30年11月30日現在で417,400株(保有割合5.11%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柘植 映二	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柘植 映二		独立役員に指定しております。	経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂くことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくことができると判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と連携し、経営の透明性の向上に努めております。また、決算および四半期決算の監査等を通じて定期的に打合せを実施しており、併せて、当社における会計上の課題についても積極的に意見交換を実施しております。

内部監査室は、他の業務部門や管理部門から独立した社長直属の機関として設置しており、内部管理体制や業務運営、財産運用、保全状況等を検証しております。内部監査室は監査役と連携し、日常の内部監査の実施状況について情報交換するなど監査効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
一川 明弘	税理士													
葛西 良亮	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
一川 明弘		独立役員に指定しております。	税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定するものです。
葛西 良亮		独立役員に指定しております。	弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定するものです。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

### 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、業績等を総合的に勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期における役員報酬は、下記の通りです。

取締役に支払った報酬等の総額 123百万円

監査役に支払った報酬等の総額 13百万円

社外役員に支払った報酬等の総額 11百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、役員報酬規程にもとづき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。基本報酬額は、各役員の役位、経歴、実績、社員給与とのバランス等を勘案して算定し、各取締役については取締役会の決議により、各監査役については監査役の協議により決定しております。また、役員賞与は、役員賞与規程にもとづき、株主総会決議の範囲内で、各取締役については当期の業績等を勘案し取締役会の決議により、各監査役については監査役の協議により決定しております。

役員退職慰労金は、平成20年6月26日開催の第58期定時株主総会における役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給決議にもとづき、各役員の退任時に支払う予定であります。ストックオプションについては、特に方針を定めておりません。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する各種の連絡、スケジュールの調整、情報提供等は、総務部担当取締役から文書・電話等により緊密に行っております。

社外監査役の監査業務につきましては、常勤監査役が全体を取りまとめております。

また、社外監査役に対する各種の連絡、スケジュールの調整、情報提供等は、総務担当取締役および常勤監査役から文書・電話等により緊密に行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 現状体制の概要

当社は取締役会、監査役会を設置し、取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。取締役は6名、監査役は3名で、取締役1名は社外取締役、監査役2名は社外監査役であります。また、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名を選任しております。

### (2) 各機関および部署における運営、機能および活動状況

#### < 取締役会 >

取締役会は6名で構成しており、うち1名が代表権を持っております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、緊急案件など議案の内容に応じ適宜対応しております。取締役会では、当社グループの戦略決定等、重要事項を決定しております。また、社外取締役による取締役会での業務執行状況の監視・監督などにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

#### < 役員連絡会 >

役員連絡会は取締役5名および常勤監査役1名の6名で構成しており、月3回定期的に開催するほか、緊急案件など議案の内容に応じて適宜対応しております。役員連絡会では、取締役会の定める経営方針に基づいて業務を執行するにあたり、当社グループの戦略等、重要事項につい

て協議しております。

< 予算統制会議 >

予算統制会議は、役員および部課長クラスの管理者で構成し、毎月1回定期的に開催しております。前月実績の検証および当月の予定と来月の計画等について検討し、予算管理を徹底しております。併せて、各部門の業務の推進状況並びに計画についても報告しております。

< 監査役会 >

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は3名の監査役(うち1名が常勤)で構成しており、定期的に監査役会を開催しております。各監査役は取締役会に出席し意見を述べ、取締役の職務の執行を監査するとともに、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと連携し経営の透明性の向上に努めております。また、常勤監査役は、役員連絡会、予算統制会議等の重要会議に出席するなど、業務の執行状況を監視しております。なお、社外監査役に関しては、前述「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】」に記載のとおりであります。

< 内部監査室 >

内部監査室は、経営の合理化、業務の効率化を図るべく、業務の運営ならびに財産の運用・保全が、法令・定款・諸規程等に準拠していること、経営方針にもとづいて効率的かつ安全に実施されていること等を検証しております。なお、内部監査室は社長直属の機関となっております。

< 会計監査人 >

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツの加藤克彦および藤井淳一であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役制度を採用しており、取締役が相互にその職務執行の監視・監督にあたるとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する経営体制を構築しております。

2名の社外監査役を独立役員として指名し、適法性監査に留まらず、独立・公正な立場で取締役の重要な職務執行に対する有効性および効率性の検証を行うなどガバナンス体制を整えており、経営監視体制も十分機能していると考えております。また、社外取締役1名を選任することで、経営全般に対する助言を頂くとともに、経営に対する監督機能をより一層強化しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を毎年実施しています。 (前回の説明会の概要) ・時期等：平成30年12月8日(土) 東京にて ・実施内容：当社社長がプロジェクターを使用し、会社の概要、業績の推移、事業の内容および特色、事業戦略等について約30分間説明。その後約20分間質疑応答。 ・参加者：個人投資家388名。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページには、決算情報およびその他の開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、事業報告書等をタイムリーに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署：経営企画部 ・IR担当役員：取締役 伊神清隆	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念である「創和」において、「社員、お客様、株主様、お取引様、地域社会との和を相互に調和させ…」と謳っており、各ステークホルダーの立場を尊重しております。また、行動規範において、経営理念に沿って地域社会との調和を図り、ステークホルダーとの友好関係を築くことを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社および4工場(伊自良工場、本巣工場、穂積工場、海津工場)にてISO14001の認証を取得しており、全社一丸となって環境保全の活動を推進しております。また、伊自良工場、穂積工場、海津工場では森林認証を取得したパルプを使用し製品を生産しております。なお、環境方針は当社ホームページに掲載しております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 基本的な考え方

当社グループは、高い倫理観を持ち経営の効率性、透明性の向上を図るとともに業務を適正かつ効率的に遂行し、その状況を適切に監視する体制を整備します。

#### 整備状況

1. 当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1)経営理念「創和」のもと、当社グループの社員が遵守すべき行動のあり方を「行動規範」に、コンプライアンスに関する社内体制等をコンプライアンス規程に定めます。当社グループの役員および従業員を対象としたコンプライアンス研修を定期的開催し、コンプライアンス意識の向上を図ります。
  - (2)総務部担当取締役を統括責任者としたコンプライアンス委員会を設置するなど、当社グループのコンプライアンス体制を構築・充実・強化し法令遵守を徹底します。
  - (3)違法行為を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会、部門長、監査役、顧問弁護士のいずれかに通報することとします。
  - (4)財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備します。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1)取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、総務部担当取締役が所管しております。
  - (2)取締役の職務執行に係る情報は文書またはデータ等に記録し、文書管理規程に従って適切に整理・保存・管理・廃棄しております。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - (1)リスク管理規程に基づき、社長をリスク管理統括責任者とするリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制を整備します。
  - (2)想定されるリスクについて、影響度・発生頻度等をもとに評価し、一定基準を超えるリスクについては防止策を策定し、リスク管理委員会において、その対策の進捗をモニタリングします。
  - (3)リスク発生時には必要に応じ対策本部を設置し、社長が本部長として任に当たります。
  - (4)自然災害リスクは事業継続計画(BCP)に基づき諸規程を定め、人的被害ならびに物的被害を最小限に止める体制を整備します。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)取締役は、当社グループの経営目標達成に向けて中期経営計画、予算および行動計画に基づいて行動を推進します。
  - (2)取締役の効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、職務分掌および職務権限を明確にします。
  - (3)取締役会において業績推移・職務執行状況等をレビューし、取締役の効率的な職務執行を図りかつ統制します。
  - (4)重要な意思決定および重要な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため役員連絡会にて十分協議・検討したうえで取締役会に付議します。
  - (5)極めて専門的かつ高度な判断を要する経営課題については、弁護士・公認会計士・税理士等外部専門家の助言を受けます。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1)当社グループの経営効率の向上を目的として子会社管理規程を定め、子会社の事業運営に当たります。子会社管理は当社の経営企画部が主管し、当社の各部門、子会社と相互に連携し、当社グループの業務の整合性を確保します。
  - (2)当社の役員または従業員が子会社の取締役・監査役に就き業務の適正を確保します。
  - (3)業務の推進状況等について定期的な報告を受けるとともに、予算統制会議等重要な会議への出席を求めるなど、緊密な意思疎通を図ります。
  - (4)当社の内部監査室は、監査役および会計監査人と連携し、子会社の業務監査・会計監査・内部統制監査を実施します。
6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1)監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と取締役会が協議のうえ合理的な範囲内で配置します。
  - (2)当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命・異動・考課・懲戒等については監査役会の同意を得るものとします。
7. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1)当社グループの取締役および使用人は、取締役会その他重要な会議の場等において監査役に定期的に業務の執行状況を報告します。また、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大なコンプライアンス違反等の事実を知った場合には速やかに監査役に報告します。
  - (2)当社は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備します。
  - (3)監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の役員連絡会、予算統制会議等重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書等業務執行にかかる重要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めます。
  - (4)監査役は、内部監査室、業務執行取締役、会計監査人、子会社の監査役とも意見交換し、監査の実効性を確保します。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
  - (1)当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、介入等に関しては毅然とした態度で臨みます。

#### 整備状況



- (1)反社会的勢力への対応を行動規範に定め、役員および従業員が一切の関係を持たず、介入に対しては毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断排除いたします。
- (2)反社会的勢力対応統括部署を総務部としております。
- (3)反社会的勢力による被害を防止するため、公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターに会員として加入し、岐阜県企業防衛対策協議会の定期会議への参加や、所轄警察署、顧問弁護士等との緊密な連携を平素より心がけ、情報収集、排除に努めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る体制の状況は、以下の通りです。

#### (1) 情報開示の基本方針

当社は、適時適切な情報開示は、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識しております。常に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう、社内体制の充実に努め、証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、投資者へ適時適切な会社情報の提供を行っていくことを基本方針としております。

#### (2) 情報開示担当部署

経営企画部を情報開示担当部署としております。

#### (3) 会社情報の適時開示について

##### < 決定事項に関する情報 >

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な対応を行っております。決定された重要事実については、法令および証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、開示が必要であるか否かを情報開示担当役員を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に開示を行っております。

##### < 発生事実に関する情報 >

重要事実が発生した場合には、担当部署から速やかに総務部に情報が集約され、総務部から取締役会に対して報告がなされます。併せて、証券取引所の「適時開示規則」に従い、情報開示担当役員を中心に内容を検討し、開示が必要となる場合には、迅速に開示を行っております。

##### < 決算に関する情報 >

決算に関する情報については、総務部経理課および経営企画部において決算財務数値および定性情報等を取りまとめ、会計監査人の監査を受け取締役会にて承認し、開示しております。また、業績見通しについては、経営企画部において取りまとめ、内容が確定次第、取締役会に報告し、承認を得て開示しております。

情報の開示は、「TDnet」を利用して遅滞なく行い、その後記者クラブへ資料配布すると同時に、当社ホームページへ掲載を行っております。

なお、適時開示までの間における重要事実の取扱いについては、「内部者取引防止規程」にもとづき、未公表の会社情報の厳重な管理および内部取引の禁止を徹底しております。

【参考資料】コーポレート・ガバナンス体制の模式図

